平成２２年（フ）第１９４１号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地30棟510号
債務者　武宮　邦洋
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４２号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地30棟510号
債務者　武宮　陽子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５２号
京都市右京区嵯峨野宮ノ元町６番地の１
債務者　加藤　幸代
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７５号
京都市右京区太秦東蜂岡町２番地　レックスつばきⅠ－C
債務者　大山　陽子（債務発生時の姓中村）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
福島県河沼郡会津坂下町字中岩田25番地　町営中岩田住宅115号、前住所福島県郡山市富久山町久保田字古坦185番地の１
債務者　伊藤　真一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
福島県双葉郡浪江町大字高瀬字諏訪26番地７、前住所埼玉県川口市東領家５丁目７番17号
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１２７号
茨城県笠間市東平１丁目14－８　前原西住宅２－D、住民票上の住所新潟県村上市南田中810番地１
債務者　大倉　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４７５号
愛知県稲沢市朝府町17番１－807号
債務者　安西　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８４２８号
大阪府豊中市寺内２丁目９番８－212号
債務者　蒲原　和惠
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７４３号
大阪市西区南堀江２丁目11番25号　パインハイツ1103
債務者　立石　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６０号
大阪市西成区千本中２丁目７番５号
債務者　野村　千鶴
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４号
大阪府岸和田市西之内町13番25－203号
債務者　辻本　繁佳
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７８７号
大阪府貝塚市半田1059番地１シェルマンド野口201号
債務者　伊藤ひろみ（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
大阪府泉南郡熊取町大久保東２丁目９番３号
債務者　廣江　暢彦
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３４号
大阪府和泉市富秋町２丁目11番25号
債務者　谷　久美子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３５号
大阪府和泉市唐国町２丁目２－20レオパレスサウスリバー203号、住民票上の住所三重県伊勢市黒瀬町559番地32
債務者　岡田　芳裕
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４８号
大阪府和泉市納花町54番地の51
債務者　永田　ミリ
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係